

# 当院の施設基準

## 【電子的診療情報連携体制整備加算3】【在宅医療DX情報活用加算】

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを行う体制を有しております。
- ・個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
- ・マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

## 【一般名処方加算】

「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。

当院では、患者様に適切に医薬品を提供するため、処方箋には医薬品の「商品名」でなく、有効成分を元にした「一般名処方」を実施しております。

また、令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様の御希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として自己負担が発生致します。長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。

※ 当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うことが可能です。

## 【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)】

## 【外来感染対策向上加算】

## 【時間外対応加算3】

## 【運動器リハビリテーション科(Ⅱ)】

## 【小児運動器疾患指導管理料】

## 【二次性骨折予防継続管理料3】

## 【下肢創傷処置管理料】

## 【地域連携診療計画加算】